

東北文化学園大学におけるSDの実施方針・計画

「平成29年6月7日」

「大学運営会議決定」

スタッフ・ディベロップメント（SD）の義務化は、大学設置基準等の一部の改正により、平成29年4月1日から施行されている。

27文科高第1186号「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」では、職員には教員も含まれること、SD研修の実施方針及び計画を全学的に策定するなどの取り組みについて明記されている。

については、本学のSD実施方針及び計画を次のとおり定める。

1. SD実施方針

本学は、その使命を果たすため、本学を取り巻く環境の変化及び高度化・複雑化する諸問題に対応し真摯に取り組む姿勢を育み、本学がどうあるべきかを一人ひとりが考えて行動できる職員を育成する。

そのため、本学として「求められる職員像」を掲げ、教育研究活動等の適切かつ効果的な大学運営を図るために必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修を実施する。

2. 求められる職員像

- (1) 教育機関に勤務する者としての自覚を持ち、建学の精神等本学の使命に共感し、それらに基づく行動をとることができる職員
- (2) 業務や組織のあり方を改善・改革していくための企画力及び実行力がある職員
- (3) 幅広い視野と高い専門性を持った職員
- (4) 大学及び自己目標の達成に向け、能力の開発や向上に自ら努める職員

3. SD実施計画

本学は、各部署の特性を活かし、下記の研修を行う。

- ① 大学教務に関する研修
- ② 学生の厚生補導に関する研修
- ③ 大学改革に関する研修
- ④ 大学運営に関する研修
- ⑤ 部署の専門性を高める研修
- ⑥ 研究成果の報告及び研究倫理教育研修
- ⑦ 学校法人及び大学の職員として必要な一般的知識や技能の習得のための研修
- ⑧ 総務・財務・人事・企画等業務領域の知見を高める研修
- ⑨ 実務経験を豊かにするため、外部団体主催の研修会や他機関への職員の派遣等による研修
- ⑩ その他自己啓発研修

以上